

## 福井県地域クラブ活動文化芸術活動指導者人材バンク設置要綱

令和8年4月1日

### (目的)

第1条 県内公立中学校の部活動の地域展開を推進し、地域クラブ活動の持続可能な普及と発展に資するため、貴重な経験、豊かな知識及び技能等を持ち、中学生の発達段階に応じた教育的指導に熱意のある人材を指導者とし、福井県地域クラブ活動文化芸術活動指導者人材バンク（以下「人材バンク」という。）に登録するとともに、市町の求めに応じて指導者を紹介するマッチング機能としての役割を果たすことを主な目的として、福井県教育庁義務教育課（以下「義務教育課」という。）に、人材バンクを設置する。

### (業務)

第2条 義務教育課が実施する人材バンクに係る主な業務は、次のとおりとする。

- (1) 指導者の登録に関する事
- (2) 指導者に係る情報提供に関する事
- (3) 市町との連絡調整に関する事
- (4) その他前条にかかげる目的を達成するために必要と認められる事

### (庶務)

第3条 人材バンクに関する庶務全般は、義務教育課において担当する。

### (雑則)

第4条 この要綱に定めるもののほか、人材バンクの業務に関して必要な事項は別に定める。

### 付則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。